

平成31年第2回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成31年2月14日 午後3時開会
午後5時14分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 平敷 昭人 委 員 喜友名 朝春 委 員 玉城 きみ子
委 員 松本 廣嗣 委 員 照屋 尚子 委 員 上原 勝晴

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	宜野座 葵	教育指導統括監	與那嶺 善道
参 事	親泊 信一郎	参 事	當間 正和
総務課長	識名 敦	教育支援課長	佐次田 薫
施設課長	賀数 朝正	学校人事課長	古堅 圭一
県立学校教育課長	半嶺 満	義務教育課長	宇江城 詮
保健体育課長	平良 朝治	生涯学習振興課副参事	瑞慶覧 勝利
文化財課長	濱口 寿夫	県立学校教育課主任指導主事	新垣 ゆかり

4 議事関係

(1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第4号、第5号、第6号及び第7号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 平成31年第1回議事録の承認

全会一致で、平成31年第1回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、玉城委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「平成 31 年度沖縄県一般会計当初予算」及び「平成 30 年度沖縄県一般会計補正予算（第 4 号）」に対する意見）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「平成 31 年度沖縄県一般会計当初予算」及び「平成 30 年度沖縄県一般会計補正予算（第 4 号）」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

○ 喜友名委員 2 ページに議案に対する意見の参考資料が添付されておりますが、私なりの意見を申し上げます。この意見書の「記」の段落で、「教育委員会としては、学校教育及び社会教育の充実を図り、文化の継承・発展を推進するとともに、様々な教育課題に対応していくためには、教育予算の確保が重要であると考えておりますので、今後とも特段のご配慮をお願いします。」とありますが、特に学校教育につきましては、児童生徒、幼児も含めることが大事だと思っております。教育委員会として少し自己主張が足りないという印象を持っております。「学校教育」の前に、説明する適切な文章を入れてみてはいかがでしょうか。議会提出意見書ですので、これまでどおりということであると思っておりますが、今後こういった資料を作成する際に検討してみてもいかかかという思いで意見を述べさせていただきます。例えば、「学校教育」の前に「子供達が社会で自立していくために必須となる基礎・基本を習得させる学校教育」や、「学校教育が目標としている生きる力を育むための学校教育の充実を図る」などが考えられると思っております。沖縄県教育振興基本計画のサブタイトルは「生きる力」だと思っておりますので、この「生きる力」をしっかり生かしていくということも大事ではないでしょうか。そういうことで、県民の理解を深めることが出来るのではないかと考えております。私は全国の教育委員会総会に参加したことがありますが、その議題への回答等を見ますと、少しではありますが、先程お話をした文章が、「学校教育」の前に記載されているというようなことが見受けられます。県民の学校教育に対する理解を得るため、また、地域との連携や、地域に開かれた学校を目指していくためには、県民に対して懇切丁寧な説明をしていく必要があると思っております。そのうえで、今後更なる予算の増額を含めた予算の充実を図っていく必要があると考えております。以上を意見として申し上げさせていただきます。

○ 総務課長 喜友名委員ありがとうございます。確かに少しざっくりしたような表現になっておりますので、子供達を育成する、育てるという観点から、もう少し訴えるような表現が出来ないか、来年度から検討して意見を述べていきたいと思っております。

○ 教育長 この件については、知事に対する意見ですが、教育委員会の考え、意向として、どういうところに力を入れたいので、その分野についてよろしく申し上げますということです。予算の個別の要望にはならないかと思っておりますが、その重点として取り組んでいく事項についての配慮や、引き続きよろしく申し上げますという趣旨で、そ

の辺について色を出すかどうかというのは検討していきたいと思います。

- 喜友名委員 よろしく願いいたします。
- 玉城委員 4ページの242番、複式学級教育環境改善事業ですが、毎年実績により削減されていくというのは仕方のないことだとは思いますが、離島僻地という環境の中で学習支援員が確保出来ないと、そのために派遣費が削られていくというのは少し心が痛いなという感じがいたします。ところで、現在、学習支援員の確保が出来ない学校が何校あるのかということと、もうひとつはその学校は支援員がいない中、学校なりにどのような工夫をしながら授業をしているのかということ、把握しているのであれば少し教えていただきたいなと思います。これは、今回だけではなくて前回もどんどん減っていくのを見るにつれて、僻地教育に携わってきた者としては少し寂しいなという思いがあるので、そういう学校が何校くらいあるのかということと、やはり学校独自の努力や工夫があると思いますので、それをどのように把握されているのか少し教えていただきたいです。
- 学校人事課長 具体的な数字は手元に資料がございませんので、お答えは出来ませんが、離島においては例えば教員免許状を有する方が非常に確保しづらいというような事情が重なっておりまして、当初予算で所要額を確保したにも関わらず、年度末までに執行が出来ず、そのまま予算を残しているという事例が続いております。おっしゃるとおり、離島僻地でも十分な教育を行っていくためにはこういう事業を活用した取組を強化する必要がありますので、今後も引き続きやっていきたいと思っております。
- 総務課長 ちなみに、複式学級の環境改善事業は、児童数が8名以上の複式学級に支援員を配置するというものです。平成30年度は42名の予算で配置されておりましたが、平成31年度は6名減らされ36名です。平成30年度の実績が恐らく36名程度だったということで、6名分減らされた結果の予算が計上されております。
- 玉城委員 でも未配置の学校もあるわけですね。
- 総務課長 そうですね。
- 教育長 複式学級は16名から2つに分かれましたでしょうか。
- 学校人事課長 そうです。
- 教育長 それで、沖縄は8名以上の複式学級になった場合、支援員を1人配置するというので、離島の先生方の負担軽減ときめ細やかな指導が出来るということですね。プラスアルファで、通常の配置基準ではない支援員というかたちで配置しております。免許を持っている方を確保するのが難しいということがあります。これは現地での確

保という意味になるとなかなか改善が難しいのかなと思います。その旅費的なものやそれ以外の経費を対象にするような方法が出来るのかどうかということは引き続き検討をしていきます。

○ 玉城委員 離島僻地教育の充実という立場から、別の方向から学校独自で工夫はしていたとしても、どうにか僻地教育の充実のための何かが出来はしないのかなということをし要望したいと思います。

○ 教育長 これは引き続き、やっていきたいと思います。

○ 玉城委員 よろしくお願ひします。

報告事項 2 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する意見）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

○ 教育長 消費税が8%から10%に上がる分の消費税相当分の改正ということによろしいですか。

○ 総務課長 そうです。

○ 上原委員 この件だけではなく他の物価も上がったりしますよね。子供の貧困等の問題があって、そういう世帯等はこれだけではないわけですから、他にも上がった場合にかかなり困ってくる可能性があるのかなと思います。その時にそういった子供達、所帯に対する支援等は、別の件で補助がされるのでしょうか。

○ 総務課長 おっしゃるように、こういう生活費が消費税の引き上げにより上がるということはありません。一方、これは全体の話にもなるかもしれませんが、例えば子供の幼稚園の保育料等が無料になることなどの施策も展開されますので、そういった財源を使い、低所得者の世帯においてはまた支援が拡充されるという面もあるかなと思います。

- 上原委員 条例ではそういったものはやらないわけですよ。
- 総務課長 条例では使用料や観覧料といった、あくまでも施設に入場する時の料金について、消費税分を引き上げることとなっております。
- 教育長 使用料、手数料は消費税法の改正に伴って常に3%、5%、8%、10%と変わってきておりますが、消費税法の分をその都度乗せるということですね。サービス、役務の提供にかかる経費がそれだけ上がるということで、その分の見直しをしたうえで、その消費税分の還元というのはまた別になります。全県的なものでチェックできるものを総務で作っていると思いますが、こういうふうに値上げ相当分を還元していますよという主旨の説明が出て来るとと思います。私が言うのも相応しいかどうか分かりませんが、その分は乗せていくということです。

報告事項3 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

特になし

報告事項4 平成30年度実施沖縄県教育委員会職員（船員等）採用選考試験最終合格者の報告

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、平成30年度実施沖縄県教育委員会職員（船員等）採用選考試験最終合格者の報告について報告を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 先程の予算のところでも実習船の建造事業というのがありましたが、沖縄水産高校と宮古総合実業高校の生徒は同じ船を使うのですか。
- 学校人事課長 はい。
- 照屋委員 一緒に合同で実習に出るのですか。それとも時期をずらして同じ船を使う

のでしょうか。

- 学校人事課長 時期をずらして、2校とも同じ船で航海実習をするということです。
- 照屋委員 では2校が使っているということですね。分かりました。

報告事項5 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- 教育長 これについては勉強会でも申し上げましたが、権限委譲は、教育委員会で各市町村と色々詰めたうえで、学校でも処理出来るようにしようということで、調整がついたものです。条例議案の提案は知事が行うものですので、その際にまた法律の規定に則って、教育委員会の意見を聞くという手続きを取る必要があるものですから、こちらにまた来ているということです。それについてまた異議があるかの回答をさせていただきます。これは意見の開陳は違いますよね。異議がない旨の回答だけです。意見の開陳ではなく、文書で異議なしの回答をしたということですね。
- 学校人事課長 そうです。
- 教育長 残り6団体についても、この手当について学校で処理できるように権限委譲が出来ればいなと思っております。
- 照屋委員 残り6団体というのは、やはり離島僻地の団体ですか。
- 学校人事課長 そうですね。本島の周辺離島や、宮古の多良間村など、どうしても離島が難しいということで残っております。
- 教育長 あと残っているのはどこでしょうか。
- 学校人事課長 伊江村、伊平屋村、伊是名村、多良間村、竹富町、与那国町です。
- 玉城委員 勉強会でお話したときに、県費事務同士が色々研修会を持つなど、どのように工夫すれば上手くいくかということで、資質向上のためにこのような研修等を行っていらっしゃるかと伺いました。離島地域の学校が、例えば多良間村でしたら1つしか学校がないなど、このような場合はこの事務の方達の研修というのは、どのように

行っているのでしょうか。他校がないので本島に渡るなど、通常はなかなか出来ないわけですね。そうなった場合、自分達で行うには非常にハードルも高くなっているのかなと思います。その辺は今後どのように行えば良いのでしょうか。

- 学校人事課長 今現在でも、例えば新規に採用された学校事務職員の方を対象にした年度当初の研修などは、教育事務所単位で開催する研修等もあると伺っております。必要な研修は各現場で実施されているとは思いますが、更なる資質向上を図る意味でもこのような共同実施、隣接する市町村での共同実施を通じた取組も非常に重要になってくるのではないかと思います。
- 玉城委員 離島僻地の事務職員の方の資質向上のためにも回数を増やしていくことが大事ですね。
- 照屋委員 残りの6団体というのは、手当等の認定は教育事務所が行っているということですか。
- 学校人事課長 現在、共同実施をやっていない市町村については、各学校に配置されている学校事務職員の方々が、各先生方から出されてくる色々な届出について、まずは第1次の審査を行った後、直接管轄する教育事務所の給与担当者に提出をし、そこでの決裁を経て実施をしているということになります。

報告事項6 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見）

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- 玉城委員 市町村立小中学校の96名増の中で、特別支援学級が178学級増ということですが、おおかたの先生方はこういう特別支援の免許状をお持ちであるのかということは大変気になります。そのための研修を今後どのように行っていくかということと、もう1つは普通学級と特別支援学級がこの勢いでいくと、もしかすると特別支援学級の方が多くなることも考えられますよね。例えば普通学級は12学級で、特別支援学級は15学級あるなどですね。そういう場合、学校として校内人事で行うわけで、その時のバランスとといいますか、その辺の工夫や校長の組織マネジメント力というのが必要になってくると思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。
- 学校人事課長 まず、最初の特別支援教育の免許状につきましては、平成33年までに免許取得率を100%目指すという目標になっております。特別支援学級に限らない

わけですが、出来るだけ専門の免許を有する教員をとということで、保有率の向上に向けて必要な研修参加を呼びかけるなど、そういった取組は行っております。

- 玉城委員 普通学級と特別支援学級の学級数のバランスといたしますか、学級担任数が普通学級は12名、特別学級は15名、或いはもっと多かかったりする場合に校内人事を行う学校長の組織マネジメント力というのは非常に要求されると思います。それによって学校の経営等が非常に色々と難しくなってくるのかなと思うのですが、その辺りどうお考えですか。
- 学校人事課長 実際の人事配置上は特別支援を必要とする児童生徒が何名いるかなど、そういう数を基準にして配置を行っていきますので、特別支援学級に必要な先生方が不足するという事は無いのかなとは思いますが、確かに逆転など、そういうことが出てくると校長先生に負担が出てくるのは間違いないのかなと思います。人事上そういう配慮が必要な場合には配慮を行っていきますので、支障の無いように努めていこうと思います。
- 玉城委員 行政からの学校長への支援なども今後は必要になってくるのかなと思います。
- 教育長 以前、国による講演がありましたけれども、ほとんどの先生が特別支援教育にタッチするような流れになってくるのではないかという話がありました。人事や色んなローテーションについてですね。ですから免許の取得率等を上げていき対応出来る状況に持っていくのが大事なのかなと思います。現在、その辺が沖縄県は低いですよ。その辺の免許を持っている方の採用、現職の方の免許取得率を引き上げる、というのは引き続きやっていく必要があるのかなと思います。そういうニーズが増えてきていることがあるものですから、的確に対応していく必要があるのかなと思います。
- 照屋委員 今の件に関連して、学校で、この児童生徒に対しては特別支援学級がいいと決める時には、手続き上どのような手続きを踏んで学級を作っているのか教えてください。
- 教育長 通級であったり、特別支援学級であったりということですか。
- 照屋委員 そうですね。もしかしたら特別支援学級に行かなくても、少しの配慮で通常学級で学べるのではないかとか、通級で対応出来るのではないかとということも、その中に含まれているのではないかととても気になっておまして、きちんと実態把握をされてやっているのかどうかですね。
- 教育長 その辺は個々の児童生徒の状況を見ながら判断することになるとは思いますが。

- 義務教育課長 校内で指導委員会がありまして、そこで保護者との面談ですとか、子供の様子を確認しまして、そこで気になる子がいるのであれば、検査を受けて、それから上げるのかということを決めています。この子は普通学級に在籍して、通級でも十分だということなら通級で、ある教科だけ通級で、という感じの対応はしております。必ず特別支援学級に行きなさいということではないです。
- 照屋委員 それでも増えているということですか。
- 義務教育課長 そうですね。現状としては増えています。
- 照屋委員 玉城委員からも行政からのバックアップが必要になるというお話がありましたが、昨日たまたま大平特別支援学校の指定研究「教育課程」の最終発表報告会に参加させていただきました。そこでは授業者支援会議というものがありませんでした。特別支援学校は複数の先生で授業をしますので、その複数の先生が、授業が終わったあとに短い時間で、その授業の良かった点、改善した方がよい点、主になる先生が悩んでいること、例えば主体的対話的で深い学びという場合にどのようにしたら生徒同士の対話をさせる授業づくりが出来るのか悩んでいるということを授業の前にオーダーをとって、そして授業をやってみた先生が、指導主事の指導助言ではなく一般の教諭同士で、会議をするというシステムがありました。それが特別支援学校だけでなく、一般の学校でも広がっていけば特別支援学級の担任になった先生が1人で抱えるのではなく、校内システムとして上手く取り入れれば、先生方の指導力向上にも繋がりますし、学校組織マネジメントが出来るのではないかと思います。是非、参考に大平特別支援学校の報告書をご覧くださいただけたらと思います。
- 教育長 確かに人事上の担任の割振ですとか、色々難しいですよ。
- 玉城委員 難しいです。学校長は校内人事をしますので、非常に学校経営との関わりが大きくなってきます。これだけ支援学級が増えてきた時に、校内人事にかなりの労力を要するのではないかなと思います。
- 教育長 支援というかたちで、どういうふうに関わるのかということも色々難しいですよ。
- 県立学校教育課長 県立学校教育課の特別支援教育室ではですね、インクルーシブ構築支援事業というものを実施しております、基本的には担当している先生方の資質向上を図るという意味で、校長の悉皆研修、それから特別支援学級担当の先生の研修、コーディネーター担当の先生方の研修、そういう研修を年間を通して実施しております。照屋委員のお話もありましたが、こういう事例は、このような研修で周知を図り、ご指摘の通り校内体制の確立が重要だと思いますので、そういった研修で情報提供を

行っていきたいと思います。

- 教育長 情報を共有するということですね。
- 玉城委員 とても大切だと思います。
- 上原委員 特別支援学級が 178 学級も増えている理由を教えてください。これが増えると、人事の配置、定数の配置も当然増えてくるわけですから、人事課である程度の基準等があって、色々なさっていると思いますが、主な要因等ありましたら教えてください。
- 学校人事課長 ここ最近の特別支援教育を受けられる児童生徒数の推移についてはずっと増加し続けております。少子化の影響で全県の児童生徒数自体は減少傾向が続いておりますが、特別支援教育を受けられる児童生徒数は急激に増加をしております。5000 名から 6000 名程度になっていたかなと思います。ただ、原因がどの辺にあるのかということまではなかなか分析がされておらず、把握していないというのが実情です。
- 上原委員 原因といいますか、要因のようなですね。こういう状況があって、支援を必要とする子供達がいる状況だとは思いますが、やはり無制限に予算もあるわけではないですし、或いは非常に良い環境を作ってあげなくてもいけないですし、子供達にとっては色々あると思います。その辺の定数の関係上、難しいとは思いますが。児童生徒のことを考えてやってはいると思いますけれども、ある程度の基準のような、どういった要因があって、今後長期的に増えるのであれば事前の計画も必要でしょうし、色々毎年出すのではなく、ある程度増えていく可能性があるから確保していこうなど、対策が出てくると思います。この辺の要因などが分かれば対策の手立てもしやすいのかなという印象を持ちました。
- 学校人事課長 特別支援学級が増加しても、教員の配置が出来ないという事態が出ないように、採用計画等をしっかり立てて教員数の不足が生じないように取り組んでいこうかなと思っております。
- 教育長 課題はたくさんありますが、この件は色々ご意見をいただきましたので、引き続き様々な面から研究をして参りたいと思います。

(6) 議案審議

議案第 1 号 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について説明を行った。

【質疑等】

- 上原委員 副参事の業務が増えるような印象を受けるのですが、副参事の調整をしながらセンターの業務をみるというかたちになるのでしょうか。
- 総務課長 組織的には平成 30 年度の生涯学習振興課は副参事を置いており、これについては新県立図書館の開館に伴う業務を担うということで配置をしておりました。今回この図書館が開館したものですから、その副参事は一人減になるということです。このままでいくと生涯学習振興課の課長級は課長のみという配置になりますので、それでは対外的な行事が多い生涯学習振興課では厳しいということで、当然原課との調整をしつつですが、副参事を置き、課の業務も進行しつつ、生涯学習推進センターも必要に応じて対応をしていくということです。ただ、通常の業務は班長が遂行出来るので、そういう体制にしていきましようということです。どうしても対外的に必要な面については副参事、生涯学習振興課の課長を含めて、不都合が無いよう、円滑にいくように対応していくために今回副参事を置くということです。
- 上原委員 それでは生涯学習推進センターの人数は変わらず、班長は増えるということになるのでしょうか。
- 総務課長 実は今まで生涯学習推進センターには主幹がおりまして、総括はしておりませんが主幹というのはもともと班長クラスであり、今回職種を班長に変えて生涯学習推進センターを総括し、運営していくということです。
- 上原委員 業務量も増えず、調整も上手くいくでしょうということですね。
- 総務課長 そうですね。生涯学習振興課とも調整をしておりますが、全体的な量を見ながらやっております。生涯学習振興課の本課と、生涯学習推進センターを合わせると、副参事を置いた方が効率的な運用が出来るだろうということで、今回組織の調整の中で副参事を配置することになったということです。
- 喜友名委員 生涯学習については私も度々発言をしているのですが、やはり県民が生まれてから死ぬまで、あらゆる学習といえますか、それだけ幅が広いということです。課内での班の調整ということも書かれておりますが、やはり色々な分野からの声かけがあるのではないのかなと思います。知事部局との連携でいえば、各部局との連携です。私は今、ある企業に勤務しておりますが、企業内研修や、多くの各分野で本当に多様なかたちの学びの場があるというようなことから考えると、やはり課長クラスを増やしていく、上原委員が心配されている業務については、増えてくれればそれなりにまた考えていくということで良いと思います。県民が生涯学べるような環境を作っていく必要があるのかなということで、この考え方に大いに賛成したいと思います。頑張ってください。

- 総務課長 今回の副参事についてはこのような配置をしますが、これからも確認をしつつ運営について調整をしていきたいと思ひます。
- 照屋委員 あまり直接関係ないかもしれませんが、沖縄県民カレッジと新県立図書館なのですが、新県立図書館になってから、様々なイベントを図書館内でやっていますよね。その生涯学習推進センターと新県立図書館では、どういった棲み分けがされているのでしょうか。
- 生涯学習振興課瑞慶覧副参事 現在、県立図書館が新しくなり、照屋委員がおっしゃるように放送大学や様々な絡みの中では連携を取っております。その中で例えば、生涯学習推進センターで行っている業務と、図書館と、また本課では、社会教育班と生涯学習班があります。そこでまた所管がそれぞれ別の班になっているものですから、課長がおっしゃる様なかたちの中で、課内で再度、横の繋がりを構築出来るように次年度へ向けて調整をしております。委員がおっしゃるように、今後に向けてもう少し動きやすいような連携、見えるかたちで作っていききたいと思ひます。
- 教育長 今のご指摘は、今後関連付けてどういう組織のあり方にするかということも引き続き整理していく必要があると思ひます。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について説明を行った。

【質疑等】

- 上原委員 県立学校ですから県立中学校も同じようにこのシステムが入るのでしょうか。
- 総務課長 はい、そうですね。中学校も高校も、特別支援学校も入ります。
- 玉城委員 「学校にあつては」というのは、県立の学校のことですか。
- 総務課長 県立の学校になります。
- 玉城委員 ですが、41ページの請求の事由に「小学校の」などありますよね。これは

関係ないのですか。

- 総務課長 こちらは勤務管理システムとは全く違うものになります。この規則自体が
サービス規程になっておりまして、勤務管理システムもサービスの中の一つになります。
- 玉城委員 そうなのですね。なぜ入っているのだろうと思いました。
- 総務課長 サービス全体に関して定めておりまして、小中についても定める規定がありま
すが、今ご説明を申し上げたのは勤務管理システムがありますので、その辺のサービスが
変わる部分を取り上げております。全部が勤務管理システムに関することではないで
す。この様式については小中という文言もあります。
- 玉城委員 県立と捉えて良いのですね。
- 総務課長 今の改正については、県立に関する改正です。
- 教育長 勤務管理システムについては県立学校ということですか。
- 総務課長 そうです。
- 教育長 試運転は1月からやっていますか。
- 学校人事課長 4月1日から予定しておりますが、試行については1月4日から3ヶ
月ほどの予定です。
- 教育長 市町村でもカード等での勤務管理の導入が進んできております。そういうか
たちで勤務管理の実態を把握していくという動きが出てきています。それを踏まえて
どのような業務改善をするかという話がまたあると思います。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第3号 沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止する訓令

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止する訓令について説
明を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 平成 25 年の学校教育法施行令の改正から 6 年経とうとしておりますが、まだ整っていない市町村もあるのでしょうか。
- 県立学校教育課長 ほぼ整ってきておりますが、まだ調整中というところが 1 町ございますが、ほぼ大丈夫だろうということで最終調整に入っております。
- 教育長 これは新年度からはきちんと対応出来ますか。
- 県立学校教育課長 はい、そのように今調整しております。
- 松本委員 不適切な質問かもしれませんが、市町村教育委員会の就学相談体制というものを簡単に説明していただけますか。
- 県立学校教育課長 これまでも就学先の決定につきましては、市町村教育委員会の中に就学指導委員会というのがございまして、専門の先生方の指導助言を受けまして、就学先を特別支援学級、或いは通常の学校というように判断、決定をしております。平成 25 年以降につきましても、基本的に市町村教育委員会の就学支援の中で話し合いを行います。特に平成 25 年の施行令以降は総合的な判断ということで、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、専門家の意見、その他の状況、特に、本人・保護者の意見を最大限尊重するというので、慎重に総合的な判断をして就学先を決定している状況でございます。平成 25 年以降は総合的な判断、特に本人・保護者の意見を最大に尊重するという部分が重要になってきているということで、その辺が変更になっております。
- 松本委員 結局、市町村それぞれに小児科、内科の医師、或いは眼科の医師、耳鼻咽喉科医師、整形外科医師、及び精神科医師を設置しなければいけないですね。
- 県立学校教育課長 相談先として、そういった専門医の情報を市町村も整えておまして、児童の状況に応じて専門の方々に相談を出来るような体制ですね。これまではセンターで嘱託医ということで、このような障害の専門の先生方を設置しておりましたが、今後は各市町村で相談が出来るような体制を整えている状況でございます。
- 喜友名委員 関連しておりますが、整備されたということは、市町村単位で見るとやはり相談体制が弱くて、これは教育区でまとめて、皆で対応しているというようなことも含めてということなのですか。もう少し詳しく説明していただきたいです。
- 県立学校教育課長 基本的には相談の体制は、センターに特別支援教育班がありますので、そこで今後も継続して市町村の相談に対応出来るような体制を整えているところです。これまで特にセンターの嘱託医の方々を活用した市町村の相談をしてきた部分が、それぞれの市町村でそういう情報を持った専門の方々に相談できる体制が整っ

ているというような状況になってきております。しかし、基本的には市町村に任せるだけというわけではなく、必要に応じてセンター等に相談があった場合には、引き続き市町村と連携をしながら相談をしていく体制は継続していきます。

- 上原委員 今の話とほぼ同じですけど、市町村で出来る体制が整ったから皆さん頑張っただけということも大事ですが、やはり市町村にとっては、ある面、県と一緒にあって、或いは県のご指導等もいただきながらやっていきたいということが多々あると思います。先程の特別支援学級の支援体制も、学級増体制も子供のために非常に良い定数増だと思えます。そのような感じで障害のある子供達の適正な就学については引き続き市町村立が困らないように、県も積極的に支援するような今の体制を維持強化していただいた方がありがたいと感じます。
- 玉城委員 この嘱託医による就学相談体制を作っていく際に、市町村の予算との関わりなどもありますか。
- 県立学校教育課長 基本的には市町村でそういう取組をされる際には、市町村の予算立てということに原則はなるかと思えます。ただ、先程もお話したとおり、どうしても必要な市町村から相談があった場合には、センターでも医師の先生方への旅費、報償費等は引き続きある程度対応出来るような予算を確保しながら対応していきます。
- 玉城委員 市町村によっては、それぞれ実情がありますので、色々また差が出てきたりしては困るなということが気になりました。
- 県立学校教育課長 基本的には、原則として市町村で対応になると思えます。どうしても県で相談という場合には、それに対応出来るようなある程度の予算をセンターで確保しながら、必要に応じて相談に対応していきます。
- 玉城委員 それでは安心ですね。
- 松本委員 先程質問したのは、障害認定の指定医というのがいるわけですよね。その指定医達が例えばセンターの嘱託医となっていたのかどうか、そういうことなのかなと思いますが、そういう指定医達を各市町村で探すことになるのであろうと思えます。気になるのは本当にきちんと固定的に探せるのかということです。県立総合教育センターの嘱託医だった方達というのは、ずっと同じ人がやられていたのか、それとも毎年変わっていたのか情報として教えていただけますか。
- 県立学校教育課新垣主任指導主事 当初は県の就学支援委員会の委員の先生方が嘱託医になっておりました。ここ10年以内は、嘱託医は医師会から推薦をいただいて、同じ場合もあり数年単位で変わっていきました。嘱託医は医師会の推薦があった方ということで、毎年変わる場合もありますが、ほぼ専門医が固定されていたので変わら

ない方が多かったと思います。

- 松本委員 それを聞いて安心しました。だいたいそういかたちで決まっていく可能性が高いということですね。
- 上原委員 特に離島の市町村にとっては、行ったり来たりも負担でしょうし、日常的には離島の場合は、教育事務所に相談することが多いかなと思ったりします。この教育事務所とセンターとの連携や相談は、行ってくれるとは思いますが、尚一層強化して、離島の市町村等が随時対応出来るように引き続き取り組んでいただければありがたいなと思います。
- 県立学校教育課長 センターも、また県立学校教育課の特別支援教育室も、そういった市町村との連携を図りながら相談に応じているところでございますので、その辺もしっかり今後も支援していきたいと思えます。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

- 議案第4号 学校職員の人事について（非公開）
- 議案第5号 学校職員の人事について（非公開）
- 議案第6号 学校職員の人事について（非公開）
- 議案第7号 教育庁等職員の人事について（非公開）

- (7) その他
特になし

- (8) 閉会
平敷教育長が閉会を宣言した。